

# 民間建築物小田原産木材利用促進事業費補助金

小田原市の森林の多くを占めるスギ・ヒノキの人工林を健全に保つためには、間伐等の森林整備に伴って生産された木材を積極的に利活用することが重要です。そこで、小田原産木材の利用拡大、木の良さのPR及び市民の木材利用に関する意識向上を図るため、多くの市民等が利用する市内の民間建築物において、小田原産木材を使用した建築、木質化により木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対して補助を行います。

## 補助対象

### 補助対象建築物

小田原産木材を使用することでPR効果が見込まれる、多くの市民等が利用する市内の民間建築物

### 補助対象者

市内の対象建築物の所有者又は対象建築物で事業を行う法人、もしくは個人

### 補助対象事業

小田原産木材を使用した民間建築物の建築、木質化であり、小田原産木材が目立つ形で使用され、PR効果が見込まれる事業

### 補助対象事業費

小田原産木材を使用した民間建築物の建築、木質化に係る工事費（設計費は除く、建築は構造材が見える状態で仕上げるのが条件）とし、建築や木質化を実施した場合に限り、小田原産木材を使用した木製什器の購入に係る経費（組立て、設置、運搬含む）を対象事業費に含める。

※他の公的な補助金や助成金の対象経費とされたもの、交付決定の前に支出した経費、消費税及び地方消費税相当額は除く。

## 補助金の額

補助対象事業費の2分の1、上限200万円

※補助金交付から5年間は補助対象財産の処分又は転用に制限があります。

## 交付条件

1. 当該建築物で小田原産木材が使用されていること及び補助金の交付を受けていることをプレート等により木質化した部分又はその周辺の視認性のよい場所に表示すること。
2. ホームページや配布物、SNSなどを活用しPRに努めること。
3. 木材利用の促進に関する本市施策への協力に努めること。

## 令和7年度の申請手続きについて

### 申請方法

交付申請書(様式第1号その3)に必要書類を添えて、市役所農政課(4階赤通路)に直接、郵送又はメールで提出してください。

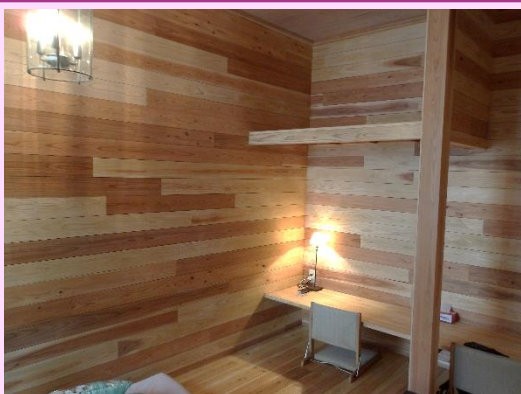
(申請にあたっては、事前相談を必須とします。)

### 申請期間

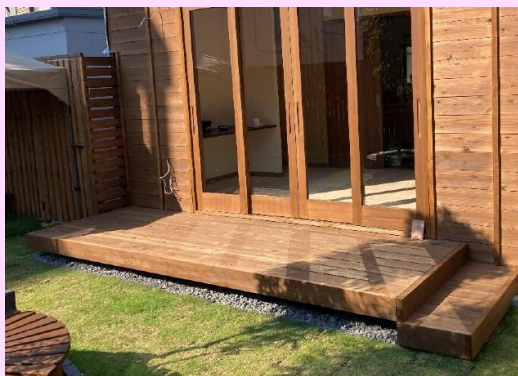
令和7年5月7日(水)から令和8年2月27日(金)まで(申込先着順)

※予算に達し次第、受付を終了します。

### 【参考】過去の事業事例



ゲストハウス(壁、床、什器)



民泊施設(ウッドデッキ)

### 補助金申請の流れ

- |   |           |         |
|---|-----------|---------|
| ① | 制度利用の事前相談 | 申請者 ▶ 市 |
| ② | 交付申請 ※先着順 | 申請者 ▶ 市 |
| ③ | 交付決定      | 市 ▶ 申請者 |
| ④ | 事業実施      | 申請者     |
| ⑤ | 実績報告      | 申請者 ▶ 市 |
| ⑥ | 補助金額確定    | 市 ▶ 申請者 |
| ⑦ | 補助金請求     | 申請者 ▶ 市 |
| ⑧ | 補助金交付     | 市 ▶ 申請者 |

※各様式は、以下の事業ホームページ(QRコード)よりダウンロードできます。

※事業提案等に関するご相談は随時受け付けておりますので、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

### 問い合わせ先・書類の提出先

小田原市経済部農政課農林業振興課係

住所：小田原市荻窪 300 番地

電話：0465-33-1491

E-mail：forest@city.odawara.kanagawa.jp

事業ホームページ：右の QR コード参照

(URL：https://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/industry/agricult/forest/wood/p36183.html)



<QRコード>

